

## 「旭川大学保健福祉学部研究紀要」編集委員会運営内規

第1条 この内規は、「旭川大学保健福祉学部研究紀要の編集・発行に関する規程」第5条に基づき、旭川大学保健福祉学部研究紀要の編集委員会の運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 編集委員会の名称を「旭川大学保健福祉学部研究紀要」編集委員会（以下、編集委員会という）とする。

第3条 編集委員会は「旭川大学保健福祉学部研究紀要の編集・発行に関する規程」並びに「旭川大学保健福祉学部研究紀要投稿・執筆要領」に基づき、旭川大学保健福祉学部研究紀要（以下、本誌という）の発行に関し、以下の業務を行う。

- 1) 本誌の企画及び編集、発行
- 2) 本誌の原稿の募集並びに依頼
- 3) 旭川大学保健福祉学部研究紀要投稿論文審査基準に基づく、本誌原稿の審査・査読
- 4) 原著論文の査読の委任
- 5) その他本誌の発行にかかる必要な事項

第4条 編集委員会委員は旭川大学保健福祉学部（以下、学部という）の教員若干名で構成し、旭川大学保健福祉学部教授会において互選する。但

し、学部より選出した旭川大学図書紀要委員会の委員を含むものとする。

- 2) 委員の任期は年度により2か年とする。但し、再任を妨げない。
- 3) 編集委員会委員の互選により委員長1名、副委員長1名を置く。
- 4) 委員長は編集委員会を招集し、業務を総括する。
- 5) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその業務を代理する。
- 6) 編集委員会の決定は委員の過半数の合意による。但し、可否同数の場合は委員長が裁定する。

第5条 本内規に定めのないものは編集委員会において決定する。

第6条 本内規の改正は編集委員会の決定による。

### 附 則

1. 本規定は平成20年11月1日より施行する。
2. 第4条2項の定めにかかわらず、平成20年度に選任された委員の任期は平成22年3月までとする。